

大学は いま

工学部・工学研究科事務部長 宇佐美政弘

1 いま 大学は未曾有の変革期

いま 国立大学は大変な変革期を迎えています。昭和24年の新制大学制度発足以来の大きな、大きな変革です。大学はこれまでも不断の努力で改革を試みてきました。ことに、いわゆる大学紛争以降、入試制度の見直しや教養部の廃止転換、そして大学院重点化など記憶に残る改革を行い、いまでもその努力を継続しています。

これらの事柄の十分な成果や評価が得られない内に、新しい変革期を迎えることになりました。さらに言えば、これまでは主に大学が自らの意志で改革を進めてきましたが、今回の動きは学外の要請による部分が大きく、国立大学の対応にある種の混乱が生じているのも無理はないでしょう。

たしかに、バブル崩壊後の現状打破には「聖域無き構造改革」が必至であり、小泉内閣（とその政策）が、与党内での基盤の弱さにもかかわらずあれほど高い支持を得ているのは、国民の関心とその方向が一致しているからに他なりません。国立大学も国の機関（教育行政）のひとつですから、経済その他の仕組みの中で改革が求められることはある程度いたしかたないと云えます。

ただし、大学には、その設置形態の如何に関わらず普遍的に持つべき固有の使命と責任があり、それが外的要因で大きく振れることは望ましくありません。したがって、大学自らが普遍性を踏まえながら自律的に改革を行うことで、むしろ社会をリードしていくことが望まれるのです。そこに「ずれ」があれば、大学と社会双方に不満が溜まり混乱が生じるのは当然でしょう。今回の動きは、中でも「産業界の視点」による改革要請が突出していると感じられ、このことが大学の混乱に一層拍車をかけているのではないのでしょうか。

2 大学（国立大学）の構造改革の方針・・・いわゆる遠山プラン

平成13年6月、文部科学省は「大学（国立大学）の構造改革の方針」を提示しました。文部科学大臣の名前をとって「遠山プラン」と呼ばれています。

内容は次の3点です。（本稿末尾の資料参照。）

国立大学の再編・統合を大胆に進める。 スクラップ・アンド・ビルドで活性化

国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。 新しい「国立大学法人」に早期移行

大学に第三者評価による競争原理を導入する。 国公私「トップ30」を世界最高水準に育成

このプランが提示されたとき、多くの大学に激震が走りました。

確かに法人化問題については、後述の経緯に沿って多方面で賛否両論の検討が続けられてきたところであり、近年その方向も定まって、平成13年9月には、文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が「新しい『国立大学法人』像について（中間報告）」（第三者評価にかかることも含まれています。）を公表したところです。また、国立大学協会は、紆余曲折を経ながらも類例のない速さで検討を進め、大学側の考えを具体案に反映させるべく、懸命な努力を続けてきました。

その矢先の遠山プランの提示は、これらの検討に更なる徹底を求めるものであり、特に、再編・統合は、国立大学の数そのものを減じようとするものであって、その萌芽はごく少数の大学間にみられたものの、このことが「方針」に採りあげられたことは、殆どの大学にとって寝耳に水に近いものでした。「大学の活性化・高度化を目指し、国公私を通じ一つのフレームワークの中で教育研究基盤の強化を図るための仕組み」として、再編・統合やトップ30が掲げられたという、プラン提示後の文部科学省の説明を聞けば、なるほどとは思いますが、提示されたいきさつや時期的なことであって、いかにも唐突との印象は避けられませんでした。

3 これまでの大学の対応

法人化について、「近年その方向も定まって」と述べましたが、遡れば30年ほど前からこの議論はありました。中央教育審議会は、昭和46年にその答申の中で、「大学が真に自立性と自己責任をもって運営されるために、・・・公的な性格を持つ新しい形態の法人とする 大学の管理運営の責任体制を確立するとともに・・・大学の管理組織に抜本的に改善を加える。」の2点を提言しています。また同年、OECDの教育調査団は、日本の教育政策を調査し、「国立大学を自主性をもった法人に改め、現在の私立大学と同格に近いものにする。」との報告を出しています。現在の検討の方向と殆ど一致していますが、当時はあまりに先鋭的とみなされ、日の目を見なかったと聞いています。

その後も、法人化（あるいは民営化）論議は絶えることなく繰り返されました。主な審議機関やその答申等を時系列で示すと以下の通りです。

臨時行政調査会・行政改革に関する第3次答申（昭和57年）

臨時教育審議会・教育改革に関する第3次答申（昭和62年）

臨時行政改革推進審議会・最終答申（平成2年）

行政改革会議・最終報告（平成9年）

経済戦略会議・日本経済再生への戦略（平成11年）

そして、平成11年4月、閣議において「国立大学の独立行政法人化については、・・・平成15年までに結論を得る。」との決定がなされ、今日へと続いています。

この間、大学はどのような対応をしてきたのでしょうか。冒頭に述べたように改革への努力は、構成員に疲れを招くほど瀕雑に繰り返されてきましたが、「法人化」への対応について云えば、ごく最近のことではないでしょうか。本学では、平成11年4月に「本学における今後の大学改革の基本構想について」検討するため、「名古屋大学組織改革検討委員会」を設置して、「法人化」対応を含む様々な課題の検討を他大学に先駆けて開始しました。「名古屋大学学術憲章」の制定は大きな成果の一つでしょう。しかし、国立大学全体について云えば、前述のようにすでに30年も前に提言があり、その後も絶えることなく議論が繰り返されてきた現実があるのですから、私見ですが、昭和から平成に変わる頃から、大学自らが積極的に検討を続けていけば、あるいは遠山プランを招くこともなく、今日の混乱は避けられたのではないかと考えます。（結果論に過ぎないのかもしれませんが。）

4 そしてこれから

いづれにしても、今回の改革は待ったなしです。トップ30（その後、「21世紀COE

プログラム」と装いを変えました。)は平成14年度早々に導入されますし、再編・統合は平成14年秋にその第1号が生まれます。そして法人化は平成13年度内に最終報告が出され、法制整備等、移行に伴う諸準備を経て平成16年度にスタートの予定です。

法人化について言えば、私達の身分(公務員型か非公務員型か)や大学の管理運営組織のあり方などが現時点でははっきりしていません。技術部組織や事務組織についても然りですが、本学では、平成14年1月に、「名古屋大学全学技術支援委員会」と「名古屋大学法人化準備プロジェクトチーム」が設置され、全学的な見地からの検討が進められています。いずれ、全学の衆知を集めて確かな方向が示されることでしょう。

これからの名古屋大学が、そして我々の在り方が問われ、それが確立していく大事な、大事な検討が進められています。重要な構成員である皆さんには、関心を持って見守っていただきたいし、また、それぞれの立場からの適切な提言を期待します。

5 技術部の組織改革

このことも、本当に長い間検討が続けられてきました。昭和40年代後半の「待遇改善」問題に始まり、「専門行政職」への移行問題、そして「技術専門職員制度」の導入等を経て現在に至っています。文部科学省などの一定の理解のもとに現在の姿に収斂されてきましたが、状況は一日もとどまることなく更なる検討を求めています。無論近年は、合理化減や教育研究分野の高度化・学際化等、あるいは共通支援業務の増大等への対応が急がれており、より多面的な検討が求められるようになりました。複雑で困難な問題ばかりです。

工学部・工学研究科技術部の現状や検討の方向については、皆さんの方が詳しいと思いますので説明的なことは省略しますが、平成14年度から新たな体制の試行が始まります。そして概ね1年後の本格的な実施に向けて不断の検討が続くこととなります。先に述べた全学委員会の動向を注意深く見守る必要もありますが、より独立性を高めた組織の中で、知識・技術などの専門性の向上やその継承をどのように図っていくのか、また、より多様性を増すであろう教育・研究組織の中で、技術職員に求められる職務をどのように果たしていくのか、さらには、技術職員の業務評価の方法とその活用策の検討、などが最大の課題となるでしょう。これらの課題を解決し実施に移していくには、職員一人一人の意識を高めるとともに共通認識を深めることが何より肝要と考えます。

事務系職員であっても同じですが、大学という大きな組織が変わるとき、その構成員の属する個々の組織にも当然変革が求められます。ことに、皆さんの属する技術部にあっては、組織の「実質的な」独立を目指すという、これまでにない改革が伴います。組織が独立するということは、職務への影響も小さくありませんが、一方で、属する職員一人一人の責任もまた独立するということになります。このことを十分に考えて下さい。どうかこの機会に「新しい革袋に新しい酒」をそそいでいただくよう、そして、皆さん方一人一人の責任のもとで、新しい技術部が更なる発展に向けて力強く踏み出していただくようお願いするものです。

* この稿は、平成13年11月の技術部研修会でお話しした(あるいは、お話ししたかった)内容をもとにまとめたものです。ただし、法人化等の具体的な内容や、資料説明的なことは紙数の関係もあり省略しました。また、その後の状況変化に基づいて修正・補足した部分もあります。ご了承下さい。